

インボイス発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下（この事業者のことを免税事業者といいます）であっても、消費税の申告が必要となります。免税事業者の方が令和5年10月1日から登録を受ける場合は、登録日以降の消費税の申告をすることとなります。（令和5年は10月～12月分。令和6年以降は1月～12月分）

○2割特例について

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する措置が設けられています。

2割特例による計算方法

売上の消費税額－仕入れや経費の消費税額＝納付する税額



売上の消費税額×80%

（例）1年間の売上げが770万円（内消費税額70万円）の場合
70万円（売上税額）×80%＝56万円（仕入れや経費の消費税額）

70万円（売上税額）－56万円＝14万円（納付税額）

※ポイント

- ①適用期間は、令和5年分（10月から12月分）の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が適用対象範囲となります。
- ②消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です。
- ③事前の届け出は不要です。
- ④この特例は、消費税の通常の計算方式である一般課税と簡易課税（事前の届出が必要）との選択となります。

そのため、それぞれの計算方式に対応した記帳方法を行っていただいた上で、申告時に特例を受けるかどうかを判断することになります。